

税務訴訟資料 第264号－123（順号12504）

最高裁判所（第一小法廷） 平成●●年（○○）第●●号、平成●●年（○○）第●●号 法人税
更正処分等取消請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国（諏訪税務署長事務承継者八王子税務署長）

平成26年7月10日棄却・不受理・確定

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成25年4月10日判決、本資料2
63号－71・順号12195）

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（○○）第●●号、平成24年10月5日判決、本資料
262号－209・順号12059）

決 定

上告人兼申立人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	黒澤 基弘 ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	森下 麻友美

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成26年7月10日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 横田 尤孝

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志

裁判官 白木 勇

裁判官 山浦 善樹

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。